

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	田中 洋
論文題目	売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、売買において買主に引き渡された目的物に契約不適合があった場合に、①買主の追完請求権はどのような考え方に基づいて認められるか、②その規律内容はどのような要因・考慮に基づいて確定されるべきかという問題について、ドイツ法を素材に基礎的な考察を行うものである。</p> <p>第1章では、本論文の問題意識が示される。①買主の追完請求権の基礎づけについては、従来、買主の追完請求権は、売主が瑕疵のない物の給付義務を負う場合には、そこから直ちに基礎づけられると考えられていたが、修補や代物給付のような契約当事者が当初から予定していたといえない措置を請求する権利が、上記の義務から直ちに基礎づけられるかという疑問を提起し、買主の追完請求権がどのような考え方から基礎づけられるかを検討する必要があるとされる。②買主の追完請求権の内容確定については、買主の追完請求権が本来的履行請求権と同様の規律に服するわけでないとするれば、その規律内容がいかなるものかを明らかにする必要があるとされる。これらの問題を検討するにあたっては、立法及びその解釈を通じて議論を重ねてきたドイツ法を参照することが有益であるとする。</p> <p>第2章では、債務法改正前のドイツにおける議論状況が紹介・分析される。そこでは、法律の規定を欠く買主の修補請求権が認められるかどうかについて、多数の見解は、特定物売買・種類売買を問わず、買主の修補請求権は原則として認められないとしていたこと、その根拠として、BGB旧規定が奴隷・家畜売買を基礎に展開されたローマ法に由来する点、修補請求権を認めることが売買契約の本質に反する点、売主は修補能力を欠くのが通常である点が挙げられていたこと、しかし、工業製品売買においてはこれらの問題は克服可能であり、買主の修補請求権を認めることができる見解が主張されていたことが指摘される。</p> <p>第3章では、ドイツにおいて債務法改正により買主の追完請求権がBGBに規定されるに至った経緯と、改正後において買主の追完請求権の具体的規律内容について展開された議論が紹介・分析される。</p> <p>まず、買主の追完請求権が法定化されたのは、売主が瑕疵のない物の給付義務を負うとされたことに加え、工業製品売買が売買契約の典型として想定されることになったことによると指摘される。</p> <p>次に、買主の追完請求権の規律内容がどのような要因・考慮に基づいて確定されているかが分析され、本来的履行請求権と同様の規律を妥当させるアプローチと追完請求権に特有の規律を妥当させるアプローチがあること、後者のアプローチにおいて追完請求権に特有の規律内容を方向づける要因として、(a) 契約の一定の属性と結びついた契約内在的な要因として、主観的等価性の原理、仮定的当事者意思、売買契約の典型としての工業製品売買の特質、瑕疵ある目的物の引渡し・受領を契機とする当事者の利益状況があり、(b) 契約関係以外にも妥当しうる一般的・契約外在的な要因として、安価費用負担者ヘリスクと権限を配分するという考え方があることが指摘される。</p> <p>第4章では、ドイツ法の分析結果を踏まえて、日本における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定をめぐる議論の分析・検討が行われる。</p> <p>まず、2017年の債権法改正前の議論は、①買主の追完請求権の基礎づけについて、</p>			

ドイツ法でみられた「売買において原則として買主の追完請求権を認めることが、法の基礎にある売買契約の典型に適合する規律として正当化されるか」という観点が考慮されていなかったことが指摘される。また、②買主の追完請求権の内容確定についても、買主の追完請求権の規律内容を方向づける要因について十分な議論が存在しなかったことが指摘される。

次に、2017年の債権法改正によって新設された規律についても分析がされ、①改正民法における買主の追完請求権は、ドイツ法と同様に、売主の契約適合物の引渡義務の承認を理論的前提としながらも、買主の追完請求権に固有の実質的考慮（法の基礎にある売買契約の典型との適合性の観点からの実質的考慮）が加わることによってはじめて基礎づけられていると理解できるとされる。その上で、②買主の追完請求権の内容確定については、改正民法における買主の追完請求権が本来的履行請求権との同質性と異質性を併有していることを視野に入れてその規律内容を明らかにする必要があるとされる。その際には、そうした追完請求権の規律内容が、どのような要因に従って、いかに確定されるかを明らかにすることが必要となるが、これについては、個々の規律内容に即した各論的検討が必要であると指摘される。

終章では、本論文における検討結果と残された課題が整理され、買主の追完請求権の問題については、典型契約論や任意規定論との関連性を視野に入れて検討を進める必要があることが指摘される。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、売買において買主に引き渡された目的物に契約不適合があった場合に、買主の追完請求権はどのような考え方に基づいて認められるか、その内容はどのような要因・考慮に基づいて確定されるべきかという問題について、ドイツ法を素材として基礎的な考察を行うものである。

本論文における検討の結果は多岐にわたるが、その要点は次の2点にまとめられる。

第1に、買主の追完請求権の基礎づけについて、売主の契約適合物の引渡義務を理論的前提としながらも、それによって当然に導かれるものではなく、売買契約の典型(類型)に適合的かどうかという実質的考慮を経て基礎づけられるものであり、本来の履行請求権とは異質な面があることを明らかにしている。

第2に、買主の追完請求権の内容確定について、本来の履行請求権と同様の規律が妥当することは必然的ではなく、むしろ、追完請求権が本来の履行請求権との同質性と異質性を併有していることを踏まえ、その規律内容を確定する必要がある、その際に考慮されるべき要因を明らかにしている。

本論文の意義は、次の3点にある。

第1に、売買において目的物に契約不適合がある場合について、2017年の債権法改正では、原則として、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる買主の追完請求が認められるとともに、買主に不相当な負担を課すものでない限り、売主はそれと異なる方法による履行の追完ができるとされた。さらに、履行の追完が「不能」であるときには、追完請求は認められないとされた。しかし、どのような売買契約についても追完請求が認められるか、買主に「不相当な負担」を課すことになるのはどのような場合か、履行の追完が「不能」とされるのはどのような場合かなど、数多くの問題が残されている。本論文は、こうした問題について掘り下げた検討を行うものであり、理論的にも実践的にも重要な意味を持つ。

第2に、本論文は、ドイツ法の綿密な分析を通じて、追完請求権の内容は、履行請求権から単純に導き出されるものではなく、①契約内在的な要因と②契約外在的な要因によって確定されることを明らかにしている。具体的には、①契約内在的な要因として、主観的等価性の原理、仮定的当事者意思、売買契約の典型としての工業製品売買の特質、瑕疵ある目的物の引渡し・受領を契機とする当事者の利益状況、②契約外在的な要因として、安価費用負担者へリスクと権限を分配するという考え方を析出している。こうした分析とそれに基づく提言は、これまでにないものであり、追完請求権以外の救済手段との関係についてさらに検討する必要があるものの、改正民法における契約不適合責任に関する問題を検討する上で必ず参照される基礎的な文献になると考えられる。

第3に、売買における買主の追完請求権は、契約不適合責任という売買法の中心問題の1つであり、契約内容の確定と契約の拘束力の限界という契約法の根幹に関わる問題につながるものである。本論文は、この問題が、近時顕著な展開をみせている典型契約論ないし契約類型論と密接に関わることを明らかにしている。また、そうした契約類型のデフォルト・ルールの内容形成について、上記②のように、「効率性」という価値も考慮されていることを指摘し、任意法規のあり方を見直す可能性を示唆している。本論文では、その具体的な展開までは行われていないものの、本論文で示された分析と指摘は、契約法全体の見直しに波及する可能性を秘め

ており、その学術的価値は極めて高い。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、令和2年11月20日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降